

香川国際交流会館（アイパル香川）会議室利用案内

1. 休館日

毎週月曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

月曜日が休日に当たる場合は、開館します。その場合、日後においてその日に最も近い休日でない日（原則として翌日の火曜日）が休館となります。

2. 利用時間

◎会議室および和室

火曜日～金曜日 9時～21時までの間で許可を受けた時間帯

土日祝祭日 9時～17時までの間で許可を受けた時間帯

◎展示室は1日（9時～18時）単位でのご利用となります。

*会議室等の利用時間は、準備・片付けの時間を含むものとします。

3. 申込受付

利用する日の3ヶ月前から申し込みの受け付けを行います。

ただし、国際交流目的でのご利用は6ヶ月前からお申し込みできます。

4. 申込方法

①『香川国際交流会館利用許可申請書』に必要事項をご記入にうえ、当館へご提出ください。

②電話等による仮申込みの場合は、仮申込み日から2週間以内に申請書を提出（FAX可）してください。申請書の提出が無い場合は、申込みが無かったものとして取扱う場合があります。

③付属設備および器具等の利用は、申請書と同時に申し込みください。

④利用時間には準備・撤去・片づけの時間も含まれますので、あらかじめ必要時間を考慮して利用申し込みをしてください。

5. 受付時間

9時から18時です。ただし、休館日を除きます。

6. 利用許可

利用申請の内容を審査のうえ、その諾否を決定します。否の場合その旨ご連絡いたします。

7. 使用料

①施設使用料は前納制となっています。

②納入された使用料は利用の取り消し、または不使用の場合であっても原則として返還できません。ただし、事前にご連絡いただいた場合は日時変更の対応が可能です。

③申請時に申し込んだ付属設備、器具、冷暖房、特別に利用した電気、および超過時間使用料等について、申請内容を超えた場合には、実績に基づき料金を納入していただきます。

8. 利用変更

利用許可後、都合により利用内容、期日、会場等の変更を希望される場合は、速やかに変更申請書を提出してください。

9. 利用取消または停止

次のいずれかに該当する場合は、利用許可の取消または停止を行います。

①法律、条例等の定めに違反した場合

②偽り、その他不正な手段により許可を受けた場合

③指定された納入日までに使用料を納入しない場合

④利用の権利を第三者に譲渡もしくは転売した場合

⑤衛生、防災、防犯に関して、事務局および関係官庁の指示に従わない場合

⑥利用の際、他の利用者および近隣に迷惑を及ぼした時、または及ぼす虞がある場合

⑦その他施設の管理、運営に支障があると認められる

- 1 0. 当館にはご利用の方用の駐車場がありません。『高松市中央公園地下駐車場』他近隣の施設をご利用願います。
- 1 1. ご利用中の会議室への電話の取次ぎは原則として、しません。
- 1 2. ご利用中の会議室での物品の販売は原則としてできません。チャリティーバザー等特別な場合はご相談ください。
- 1 3. 飲食物の提供
飲み物および弁当等、食事の提供は差し支えありません。
ただし、提供後の清掃および発生したごみの撤去はご利用者の責任にて行ってください。なお、食事等の提供業者の斡旋はしていません。
- 1 4. 館内は禁煙です。

以上